

恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第8号

恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和35年規則第3号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第20条（略） （昇給日_____） 第21条 条例第5条第4項の_____規則で定める日は、第24条で定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。 （勤務成績の証明） 第22条 条例第5条第4項の規定による昇給（第24条に定めるところにより行うものを除く。<u>次条</u>において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、<u>昇給することができない</u>。	第1条～第20条（略） （昇給日及び評価終了日） 第21条 条例第5条第4項の<u>規定による昇給を行う</u>規則で定める日は、第24条で定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。 2 <u>条例第5条第4項に規定する昇給日前において規則で定める日は、昇給日前1年間における3月31日（以下「評価終了日」という。）とする。</u> （勤務成績の証明） 第22条 条例第5条第4項の規定による昇給（第24条に定めるところにより行うものを除く。<u>第23条</u>において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、<u>昇給しない</u>_____。

現行	改正案
(職員の _____ 昇給の号俸数) 第23条 職員を条例第5条第4項の規定により昇給させる場合の同条第5項に規定する規則で定める基準については、当分の間、別に定める。	(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由) 第22条の2 条例第5条第4項後段の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他市長が定める事由とする。 (昇給区分及び昇給の号俸数) 第23条 勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、市長が定めるところにより行うものとする。 (1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める昇給区分 ア 勤務成績が極めて良好である職員 S イ アに掲げる職員以外の職員 A (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 B (3) 勤務成績が良好でない職員、基準期間において懲戒処分を受けた職員及び前条に規定する事由に該当した職員並びに条例第5条第4項後段の適用を受けることとなった職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める昇給区分 ア 勤務成績がやや良好でない職員 C イ 勤務成績が良好でない職員 D 2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、同号アに掲げる職員にあってはBの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあってはB又

現行	改正案
	はCの昇給区分に決定することができる。 3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める昇給区分とする。 (1) 市長が定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（同号に掲げる職員を除く。） (2) 市長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分（S及びAの昇給区分を除く。）に決定することができる。 5 前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるS又はAの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合を除き、市長の定める割合におおむね合致していなければならない。 6 条例第5条第4項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第5に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。 7 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して4号俸以下の号俸数とする。ただし、その者の昇給について、当該号俸とすることが不適当であると認められる特別の事情

現行	改正案
第24条～第31条（略） 別表第1～別表第4（略）	<u>がある場合は、この限りでない。</u> 8 <u>前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号俸数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、市長の定める数）に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（市長が定める職員にあつては、市長が定める号俸数）とする。</u> 9 <u>前3項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。</u> 10 <u>第6項から第8項までの規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第6項から第8項までの規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。</u> 11 <u>一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をS又はAに決定する職員の昇給の号俸数の合計は、職員の定員、第5項の市長が定める割合等を考慮して市長が定める号俸数を超えてはならない。</u> 第24条～第31条（略） 別表第1～別表第4（略） 別表第5（第23条関係） 昇給号俸数表

現行	改正案					
	昇給 区分	S	A	B	C	D
	昇給 の号 俸数	6	5	4	3	2
		5	4	3	2	1
		4	3	2	1	0
	備考 この表に定める上段の号俸数は条例第5条第5項括弧書及び同条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、中段の号俸数は同条第5項括弧書の規定の適用を受ける職員に、下段の号俸数は同条第6項の規定の適用を受ける職員に適用する。					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和7年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定にかかわらず、令和7年1月1日における職員の昇給については、なお従前の例による。

(令和8年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)

- 3 職員の令和8年1月1日に行われる昇給に係る昇給区分については、令和7年1月1日に行われた昇給に係る職員の昇給区分を決定するに当たり考慮された事実を考慮せず決定するものとする。

(恵庭市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

- 4 恵庭市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第7号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第9条（略） （育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整） 第10条 条例第8条の規則で定める日は、恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和35年規則第3号）<u>第21条</u>に規定する日とする。	第1条～第9条（略） （育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整） 第10条 条例第8条の規則で定める日は、恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和35年規則第3号）<u>第21条第1項</u>に規定する日とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。